

第1章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法成立の経緯と法改正

平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生し、医療や看護をはじめ避難所での生活救援、物資の搬送や配布、炊き出しなどボランティアによるめざましい活動がみられました。

これをきっかけとして、ボランティア団体をはじめとするいわゆる民間・非営利の市民活動団体に法人格を与えるなどの法的支援の枠組みを作ろうという動きが、国会議員を中心に起こり、与党三党、新進党、共産党がそれぞれ法案を国会に提出しました。このように、いわゆるNPO法案は、議員立法で行われました。

これらの3法案は、衆議院内閣委員会と参議院労働・社会政策委員会において長期間にわたり審議が行われ、与党三党の「市民活動促進法案」が名称の修正などを経て「特定非営利活動促進法」として、平成10年3月19日に国会で可決・成立し、同年3月25日に公布、同年12月1日に施行されました。

その後3度の法改正を経て、平成28年6月には、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として、(1)認定申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等、(2)貸借対照表の公告、(3)認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化などの改正が行われました。また、情報公開の一層の推進を図るための措置として、(1)事業報告書等、役員報酬規定等の備置期間の延長等、(2)内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大、さらに(3)「仮認定特定非営利活動法人」から「特例認定特定非営利活動法人」への名称変更などの改正が行われ、平成29年4月1日に施行されました（※なお、貸借対照表の公告に関する規定については、現時点で未施行（施行日は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲において政令で定める日（第二号施行日））です。）

(2) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

2 法人格を取得する意義（メリットと義務）

県内には多くのNPO法人が存在します。様々な分野で活動している法人がある一方で、活動が停滞している不活動法人もあります。NPO法人の設立にあたっては、法人格が本当に必要かどうかを十分に検討することが必要です。

また、NPO法人以外にも様々な法人制度があるため、どの形態が自分たちの目的に適合するのか、よく検討することも必要です。

(1) 法人格取得のメリット

①社会的信用が高まる

- ・法に基づく法人運営や情報公開により、社会的な信頼を得ることができる

②法律行為の主体になることができる

- ・銀行口座の開設、不動産登記、各種契約を交わすことができる

③資金調達の手段が増える

- ・会費、寄付金、助成金、融資など

(2) 発生する義務

①法人としての納税や労務対応など各種法律に沿った運営

- ・法人としての納税、雇用による労働基準法に沿った運営など

②情報開示

- ・定款や事業報告書等は広く一般に情報開示

③所轄庁（岐阜県知事）への手続きのほか様々な事務管理

- ・岐阜県知事への設立の手続きや報告義務のほか、税務関連の書類、登記書類の作成等

3 NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、笠松町長に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法 10①）。提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります（法 10②）。

笠松町長は、縦覧を経過した日から 2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 12②）。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法 13①）。

（注 1） 笠松町では、平成 24 年 4 月 1 日に NPO 法施行事務の一部を岐阜県から権限移譲を受けました。笠松町内にのみ事務所を設置する場合は、笠松町役場が窓口となります。笠松町以外にも事務所を設置している法人は岐阜県が窓口になります。

4 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。ここでは概要を説明しますが、詳細は「第 3 章 法人の管理・運営について」「第 5 章 NPO 法人の会計・税務等」をご覧ください。

① 役員

NPO 法人には、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^{（注 1）}し、その過半数^{（注 2）}をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、笠松町長に届け出ることが必要となります。なお、暴力団の構成員等は役員にはなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法 15～24）。

（注 1） 定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注 2） 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも 1 回、通常総会を開催しなければなりません（法 14 の 2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法 5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計

算書による提出も可。以下同じ。)、貸借対照表)、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、笠松町長に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません(法27～29)。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、笠松町長の認証が必要です(法25③④)。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、笠松町長の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に笠松町長に届け出ることが必要となります(法25⑥)。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限りします。)
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除きます。)
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限りします。)
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑥ 合併、解散

NPO法人は、総会での議決・笠松町長の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます(法11③)。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります(法31～39)。

(注) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません(法11③)。

- ① 他のNPO法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」(その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。)から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税(法人住民税(法人税割)及び事業税)も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

(注1) 特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。